

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る審査基準  
等の一部を改正する案について

平成28年3月11日  
高知県警察本部生活安全部  
生活安全企画課

1 理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に係る審査基準等のモデルについて、この度、警察庁において改定が行われたことから、本県においても同モデルに基づき審査基準等の一部を改正しようとするものです。

2 概要

(1) 審査基準及び標準処理期間の新設及び改定

ア 特定遊興飲食店営業の制度が新設されることから、同営業の許可、相続の承認及び同営業者たる法人の合併の承認、分割の承認並びに特例特定遊興飲食店営業者の認定について審査基準及び標準処理期間を定めた。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(平成27年国家公安委員会規則第20号。以下「整備規則」という。)の施行に伴う所要の改正を行った。

(2) 処分基準の新設及び改定

ア 特定遊興飲食店営業の制度が新設されることから、同営業の許可の取消し、停止命令及び同営業者に対する指示並びに飲食店営業の停止命令について処分基準を定めた。

イ 風俗営業者に対して処分を行うべき事由として、「無許可風俗営業」、「迷惑行為防止措置義務違反」、「苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反」及び「無許可特定遊興飲食店営業」を新たに加え、その量定を定めた。

ウ 飲食店営業を営む者に対する処分につき、処分を行うべき事由として「無許可特定遊興飲食店営業」を新たに加え、その量定を定めたほか、処分を行うべき事由から「深夜において遊興させることの禁止違反」を削除した。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第382号)及び整備規則の施行に伴う所要の改正を行った。

オ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法

律の一部を改正する法律（平成26年法律第79号）を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第7条第1項及び第5項の罪に当たる違法な行為を風俗営業者等に対して処分を行うべき事由として新たに加えるとともに、その量定を定めたほか、法令の改正に伴う所要の改正を行った。

### 3 施行期日

平成28年6月23日

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請の審査基準は、改正後の2(1)アの例による。）